

# 上市町不育症治療費助成について

上市町では、不育症治療を受けているご夫婦に対し、その治療費の一部を助成します。

## 1. 対象者

- (1) 治療を行った日及び助成金の申請日に、夫婦の両方またはいずれか一方が上市町に住所を有すること。
- (2) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (3) 各種医療保険に加入していること。
- (4) 夫婦が町税を滞納していないこと。
- (5) 保険医療機関等において不育症治療を受けていること。

## 2. 助成内容

### (1) 助成額

1 夫婦 1 年度 30 万円を限度に助成を受けることができます。

### (2) 助成の対象となる治療費

医療機関で支払う本人負担金のうち

- ・保険診療適用分
- ・保険診療適用外分の検査費、診療費  
(不育症診断に係る検査、へパリンを主とした不育症治療の費用等)

※入院時の差額ベッド代、食事療養費、文書料等の直接治療に関係しない費用は対象となりません。



## 3. 申請・請求の手続き

### (1) 申請期限

治療が終了した日が属する年度内

※治療終了後なるべく早めに申請してください。年度末にかかる場合などは事前に保健センターへご連絡のうえ、年度内に申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

#### \*必要なもの\*

- 上市町不育症治療費助成交付申請書兼実績報告書
- 不育症治療医療機関受診等証明書
- 夫婦の健康保険証 (コピー)
- 医療機関等が発行する不育症治療に要した費用の領収書・診療報酬明細書 (原本)
- 印鑑 (シャチハタは不可)
- 本人または配偶者名義の金融機関の通帳
- 戸籍謄本 (夫婦別世帯の場合)

### (2) 支給

書類審査の結果、承認された場合は、書面で通知し、約 1 か月後に助成金を指定の口座に振り込みます。

## 4. 申請窓口

上市町保健センター (つるぎふれあい館 2 階)

受付時間: 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

【問い合わせ先】 上市町役場福祉課保健班 (上市町保健センター)

住所: 〒930-0361 上市町湯上野 1 176 番地

電話: 076-473-9355